参考

福祉避難所の考え方

**1福祉避難所**

次のような考え方で、地域における身近な福祉避難所、地域における拠点的な福祉避難所が設置されます。救護班を中心に連携を図りましょう。

|  |
| --- |
| **指定避難所に併設される福祉避難所(身近な福祉避難所)の考え方** |
| |  | | --- | | **身近な福祉避難所とは** |  * 身近な福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために、必要に応じて指定避難所に併設される二次的避難所です。このため、一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としません。 * 受け入れた対象者に対しては、原則として家族と地域住民等が協力して介助等を行います。なお、必要に応じて避難所運営委員会に救護班を設置し家族等を支援します。 * 対象者の相談等に当たる介助員等（概ね１０人の要配慮者に１人以上）を配置するとともに、相談等を受けることができる空間を確保します。 * 受け入れた対象者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮するよう努めます。      |  | | --- | | **対象** |  * 要配慮者のうち、より専門的な支援や援護の必要性が高い避難者が対象です。 * 対象者の家族や対象者の介護等の支援を行う方についても、避難状況を勘案のうえ、必要に応じて身近な福祉避難所への避難が可能です。（原則、1人の対象者に１人）  |  | | --- | | **身近な福祉避難所への避難の流れ** | | ①身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難 | | ②一般の避難所において、保健師等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて、身近な福祉避難所への受入れを調整し、対象者を決定 | | ③スタッフの配置など受入態勢が整ったところで対象者を身近な福祉避難所（搬送は家族や地域支援者等。但し、家族の方などで搬送ができない場合など、状況に応じ福祉車両等での搬送） | |

対象となる方の状態と収容施設のイメージ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 軽度 | 中度 | 重度 | 対象 |
| 福祉スペース | ○ |  |  | 比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方 |
| 身近な福祉避難所 |  | ○ |  | 要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方 |
| 拠点的な福祉避難所 |  | ○ | ○ | 要介護・障がいの程度が高く、より充実した施設での専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方 |
| 緊急入所 |  | ○ | ○ | 身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方 |
| 緊急入院 |  | ○ | ○ | 医療的な処置や治療が必要な方 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **２福祉避難所の運営・管理**   |  | | --- | | 一般の避難所のルールが基本 |   ＊一般の避難所に併設される身近な福祉避難所では、一般の避難所と福祉避難所は基本的に同じルールで一体的に管理・運営します。福祉避難所責任者も避難所運営委員会の構成員となり、避難所運営委員会のルールづくりなどを話し合います。   |  | | --- | | 福祉避難所責任者の役割 |   ＊福祉避難所に受け入れている避難者等からの要請事項について、福祉避難所スタッフを指揮し、施設管理者及び災害対策本部に連絡し、対応について調整します。  ＊災害対策本部からの連絡事項について、福祉避難所スタッフへ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。  ＊福祉避難所運営が円滑に進むよう福祉避難所運営の総括を行い、福祉避難所スタッフへ的確な指示を行います。  ＊福祉避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し決定します。また、避難所運営委員会などを通じて運営面の調整を行うとともに、福祉避難所運営に関係する他の関係機関等との連絡・調整を行います。   |  | | --- | | 併設されている一般の避難所との連携・協力体制の構築 |   ＊身近な福祉避難所を円滑に運営するためには、併設されている一般の避難所との連携・協力体制の構築が不可欠です。受入れた対象者に対しては、避難所運営委員会の救護班等の各班の協力を得つつ、基本的には家族等が介助等を行うこととなります。福祉避難所責任者及び福祉避難所スタッフは、必要な調整を行います。 |